

教職員のみなさんへ

教職員の働き方改革プラン2025 各教職員の取組

教職員一人一人が、これまで以上に勤務時間を意識し、働き方や業務を見直し、また、働きやすい良好な職場環境づくりに取り組むことにより、

- ◇ 時間外在校等時間が月 45 時間・年 360 時間を超える教職員 ゼロ (特に、月80時間を超える教職員ゼロを最優先に)
- ◇ ハラスメントやメンタル不調の速やかな察知と迅速な解決を目指しましょう！

🏠 勤務時間管理の徹底・勤務時間を意識した働き方の推進 プラン 1(1)

- 出退勤の都度、「勤次郎」で勤務時間を正確に打刻しましょう。
- 遅くとも19時までに退勤できるよう、計画的に業務を行いましょう。
※平日19時を超えて又は休日勤務する場合は、事前に管理職に申告してください。
- 年次休暇の計画的な取得、各種特別休暇制度を活用しましょう。
※年休は年度単位で付与されますので、業務の見通しを踏まえ、1年度で5日以上取得しましょう。
※主な特別休暇は表のとおりです。(その他休暇は、学校間総合ネットグループウェアを参照ください)
＜掲載場所:文書管理-(2)学校共有-(08)教育管理課-(10)働き方改革-「特別休暇制度のご紹介」>

🏠 業務内容の不断の見直し プラン 1(2)

- 教材の共有やアンケート調査等の ICT 化に加え、ICT 機器を活用しましょう。
- 学校行事の見直しや効果的取組を継続し、負担軽減に努めましょう。

🏠 部活動指導に係る負担軽減 プラン 1(3)

- 原則、週当たり2日(平日1日、休日1日)以上の部活動休養日を遵守しましょう。
- 1日の活動時間(平日2時間程度、学校の休業日3時間程度)を守れるよう合理的・効率的・効果的な活動を実践しましょう。
- 顧問間で適切な業務分担を行うとともに、部活動指導員を積極的に導入し、交替指導を徹底しましょう。

🏠 ハラスメントとメンタル不調の速やかな察知と解決 プラン 2

- ハラスメントを受けたり、メンタル不調を感じたりしたら、一人で抱え込まず、管理職や各種相談窓口にご相談し、早期解決に繋げましょう。(各種相談窓口は裏面をご覧ください)
- 保護者等からの過剰な苦情・不当要求に対し、学校で対応が難しい場合は、教育委員会事務局の相談窓口や弁護士相談・支援事業を活用しましょう。

以下の主な特別休暇制度を活用しましょう。

休暇	概要	取得日数
健康管理の日 (特休11号)	原則として誕生日に取得できる。 ただし教育職員は、児童生徒の教育に支障のないよう、年間を通じて適当な1日を選び、健康管理の日とする。	1日
女性健康休暇 (特休17号)	生理日の職員が、就業が著しく困難になった場合に取得できる。	1生理期ごとに2日まで
配偶者の出産休暇 (特休20号)	職員の妻の出産の入退院の際の付き添いのほか、出産時の付き添いや、出産に係る入院中の世話などのために取得できる。	2日まで
男性職員の育児参加のための休暇 (特休22号)	男性職員の育児参加を促進するため、配偶者の産前産後の期間内(出産予定日以前の8週間及び出産後1年以内の期間)に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)を養育する場合に取得できる。	5日まで
家族看護休暇 (特休23号)	「子(年齢制限なし)」「配偶者」「父母」「配偶者の父母」を看護する場合、「子(義務教育終了前)」を介助(予防接種や健康診断の付き添いや、学級閉鎖時に世話)する場合、「子(18歳に達する年度末まで)」の学校行事に出席する場合に取得できる。	5日まで 義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日まで

ハラスメント等に関する相談窓口

～パワハラ、セクハラ、長時間労働・過重労働、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント、過剰な苦情や不当な要求への対応など、一人で悩まずご相談ください～

- ◆ 県教育委員会では、教職員の皆さまが生き生きと働きやすい職場づくりにつなげるため、事務局内に専用の「相談窓口」を設置しています。
「産業カウンセラー」の資格を持った専門の相談員が、職場での悩み、職場環境の改善策の提案、心の悩み、ハラスメントなどの相談をお受けします。
相談窓口へは、学校を通さず直接相談でき（匿名も可）、秘密は厳守されます。またご希望に応じて、事務局内の担当職員や臨床心理士への取次ぎも行います。

【ハラスメントに関する専用相談窓口（教育管理課内）】

電話：058-272-8809（直通）

電子メール：kyosyokuin-sodan@govt.pref.gifu.jp

オンライン：<https://logoform.jp/form/T8mB/563480>（インターネット）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/T8mB/563480>（RENTAI）



- ※ 相談等があった場合は、相談者が職場において人事異動等で不利益を受けることがないように配慮します。
- ※ 臨床心理士への相談を希望する場合は、事前予約制となっていますので、上記相談窓口までお電話ください。各県立学校、最寄りの総合庁舎及び県庁での相談が可能です。日時は教育管理課で調整します。

- ◆ 県教育委員会の相談窓口には「相談しづらい」という方は、外部の弁護士にご相談いただくこともできます。

【外部相談窓口（寺本和佳子法律事務所）】

電話：058-214-8072

電子メール：teramoto@mx6.alpha-web.ne.jp

- ◆ 医療職による専門的見地からの助言を得たい方には、教育総務課福利厚生室の保健師による健康相談（メンタルヘルス相談を含む）ができます。

電話：058-272-1111（内線8612）

電子メール：kyosyoku-sodan@govt.pref.gifu.jp